

申請書類等チェックシート

建築物の概要等

項目等	チェック欄
都市計画法第53条の趣旨を理解している。 (代理人の場合は、申請者が理解していることが確認できている。)	<input type="checkbox"/>
都市計画決定されている都市施設等の区域内である。	<input type="checkbox"/>
建築物の階層が2以下で、かつ、地階を有しない。	<input type="checkbox"/>
主要構造が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造である。	<input type="checkbox"/>

申請書類

番号	書類図書等	様式等	チェック欄
1	許可申請書 記入例参照	別記様式第十	<input type="checkbox"/>
2	委任状 代理人による申請の場合のみ必要	任意様式	<input type="checkbox"/>
3	位置図 都市計画図を基調として作成した図面 注： <u>建築位置を表示したもの</u>		<input type="checkbox"/>
4	配置図 縮尺500分の1以上 注： <u>敷地における建築物の位置を表示し、都市計画施設等の区域を記入したもの</u>		<input type="checkbox"/>
5	平面図 建築物平面図 注： <u>各階層、小屋裏を含む</u>		<input type="checkbox"/>
6	断面図 縮尺200分の1以上、2面以上 建築物の断面図		<input type="checkbox"/>
7	その他参考となるべき事項を記載した図書 立面図2面以上 その他必要資料		<input type="checkbox"/>
8	申請書類等チェックシート 申請書類等を確認し、チェック欄を記入したもの	参考様式	<input type="checkbox"/>

都市計画法第53条の趣旨

この規制は、都市計画として決定された都市計画道路などについて、将来の事業の円滑な施行を確保するために、建物の階数や構造に関する建築制限を行うものです。そのため、当該事業の施行に相当するもの、あるいは小規模なもの、非常災害のため必要な応急措置として行うものなどについては、これらの制限を行うことは必要でなく、あるいは適当でないので、許可が不要とされています。

建築物の建築に限って許可制としているのは、建築物以外の工作物は一般的には移転又は除却が容易であり、制限することは必ずしも適当でないと考えられたためです。